

成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する中間とりまとめ(案)に関する意見公募手続の結果について

令和6年12月13日  
経済産業省  
イノベーション・環境局  
GXグループ  
資源循環経済課

「成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する中間とりまとめ(案)」について、令和6年7月12日から同年8月11日まで意見公募手続を実施いたしました。

今般、お寄せいただいた御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。

1. 意見公募手続の実施方法

- (1) 公募期間: 令和6年7月12日(金)～令和6年8月11日(日)
- (2) 告知方法: 電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載、窓口での配布
- (3) 意見提出方法: e-Gov 意見提出フォーム、郵送又は電子メール

2. 意見公募の対象

成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する中間とりまとめ(案)

3. 意見募集結果

意見提出件数: 68件

4. 提出された御意見及びそれに対する考え方

提出された御意見及びそれに対する考え方は別紙のとおりです。

なお、行政手続法第43条第2項に基づき、提出された御意見は整理又は要約しております。

5. 本件に関するお問い合わせ先

イノベーション・環境局GXグループ資源循環経済課  
電話番号: 03-3501-4978

## 1. 総論

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>(施策の方向性について)</p> <p>・循環経済を実現していくためには、「価値循環」の実現を通じてビジネスおよび生活習慣としてとして資源効率化や再生資源の流通が行われることが重要であり、中間とりまとめでは現行制度の問題点が的確に指摘されている。また、循環経済へのボトルネックを解決するうえで、PDCA サイクルを回すための環境整備を挙げている点について賛同する。</p> <p>・取組みの方向性としては理解するが、再生材の活用促進においては、次の点を十分にご留意いただくことが国内の動静脈企業にとって非常に重要と考えている。①今回の審議会において、環境側面のみならず産業競争力の観点からも、十分な議論が必要。②欧州の CN 政策では、域内の産業界において必ずしも成功とはいえない事例があるのではないかと。③日本がグローバルでの環境面と産業競争力の両面で成功事例となるよう、是非 産業競争力の観点から専門家による議論を十分に尽くしていただきたい。</p>	<p>・いただいた御意見も踏まえつつ、引き続き成長志向型の資源自律経済の実現に向けた取組を進めてまいります。</p>
2	<p>(国際的な規制調和の必要性について)</p> <p>・ギア①競争環境整備(規制・ルール)の検討においては、欧州がすでに規格化の活動している国際規格等を考慮し、欧州や北米主要地域の規制内容と共通性・整合性の取れた方法の議論をお願いしたい。</p> <p>・ASEAN を巻き込んだ循環経済圏を作るためのルール作り、プラットフォーム作りについて議論をもっと深めるべきである。</p> <p>・各国の基準(再生材の配合比率、流通不可となるリサイクルできないとされる包材の基準、食品に使用できる包材の衛生基準、食品に使用できる再生材生産工場の許認可など)が異なると、原料輸入や製品輸出において大きな障壁となることから、可能な範囲で国際的な基準を統一することが好ましいと考えます。また、食品に接触使用する再生材の衛生面での基準を明確にするとともに、基準を国際的に統一もしくは相互認証などして頂きたい(EU の様に食品に使用する再生材の生産を指定工場制にすると日本の再生工場で製造した再生プラは EU で使用できないなど、輸出入での障壁となる)。</p> <p>・今後資源循環について進められる EU 規制に対する日本側のカウンターが必要と考える。これには、規制に対するカウンター組織と、認証制度における海外認証機関に対する国内カウンター組織の両方があると考える。</p>	<p>・欧州については、欧州委員会、標準団体である CEN/CENELEC と規制・ルールの調和や協力について継続的に意見交換を行い、関係をさらに深めてまいります。また、ASEAN とは日アセアン・サーキュラーエコノミー・イニシアティブ(AJCEI)の枠組みを通じた協力を実施しておりますが、さらなる関係強化を図ってまいります。</p> <p>・産官学連携のパートナーシップである「サーキュラーパートナーズ(CPs)」の枠組みも活用しながら、国際標準化や国際連携の強化を進め、日本の国際競争力強化に向けて取り組んでまいります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源循環産業を成長産業と位置付け、日本の国際競争力強化のためにも、戦略的官民連携およびマルチステークホルダーパートナーシップを構築し、国際的なルール形成を主導していくことも必要である。</li> </ul>	
3	<p>(資源循環の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内のみで再生材の継続的な利用先を確保することは困難であるため、国内資源循環の構築だけでなく、日本の高いリサイクル技術を活かして再生材の需要が旺盛な海外市場への輸出を積極的に行うグローバルな資源循環を目指すべきである。再生材の輸出を管理しつつ促進することで、国内外の需要をバランスよく満たす。</li> <li>・海外への再生材の流出があるため、国内の再生材の供給不足を防ぐためには国内循環を優先する方向とした方がよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い再生材の安定供給に向けては、国内の資源循環体制を強化するとともに、日本の優れたリサイクル技術を活かしたグローバルなサプライチェーンの構築も重要と考えております。このため、国内での需給バランスに配慮しつつ、日本の競争力強化と持続可能な資源循環の実現に向けた取組を進めてまいります。</li> </ul>
4	<p>(インパクトの可視化やタイムラインについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源安全保障のための国内循環の促進に向け、各種材の国内循環による国富の流出回避効果や経済安全保障効果を簡易に試算することができる情報提供を政府が中心となり行う。</li> <li>・施策の KPI とタイムラインの設定を検討いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源循環の促進による経済効果や安全保障上の影響については、適切な情報提供の在り方を含め、関係府省庁と連携しながら検討を進めてまいります。</li> <li>・また、施策の進捗管理に関する御指摘につきましても、実効性のある取組となるよう、様々な観点から検討を行ってまいります。</li> </ul>

## 2. 各論

### (1) 循環指標ガイドラインについて

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
5	<p>(循環指標について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環指標ガイドラインの策定に賛同する。記述内容の粒度等の検討は必要だろうが、一般消費者や投資家にもアピールできるようなものとなればさらに良い。</li> <li>・定期報告制度を主眼においた指標と目標や実績の情報開示だけでは実行に繋がりにくいです。ある特定業種のみならず様々な分野、企業規模で活用できる CE ビジネスモデルを描く事で、社会全体の価値観を変革していくガイドライン策定を要望します。</li> <li>・世界の循環経済の発展を先導できる日本発の循環指標ガイドラインを策定する旨を追記して欲しい。</li> <li>・循環指標の中に、リサイクル収率、LCA 観点を取り入れたマルチクライテリアでの環境影響を追記して欲しい。</li> <li>・循環指標ガイドラインに需要家・消費者側の指標としてグリーン調達実施状況を表す指標を加えることにより、再生材・再生品の需要拡大を図るべきである。</li> <li>・「サーキュラーエコノミーの実現において重要な循環指標」の中に、「製品のリユース率や目標設定」を入れていただきたい。</li> <li>・マスバランスも明記いただき、その知名度を上げていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業における循環実態の可視化・モニタリングや自主的なディスクロージャーを推進するため、「循環指標ガイドライン」の検討を進めます。また、政策・施策の国際的な調和・整合性を確保・促進すべく、グローバルなルールメイキングや標準化分野での協力・協調を促進してまいります。</li> </ul>

	<p>・欧州の企業サステナビリティ報告指令(CSRD)に相当する法整備を検討すべきと考える。</p> <p>・「資源循環性」に対しては CSR/ESRS、個別製品の環境配慮・循環設計や性能基準、情報トレーサビリティに対しては ESPR/DPP に代表される欧州規制がある。企業にとっては、政策・施策が基準認証の観点でも国際的に整合性が確保されることが重要。施策の具体化にあたっては、政府レベルで、欧州との政策対話や基準認証政策等の中で、関与を深める対応も必要と考える。</p>	
--	--	--

(2)環境配慮設計について

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
6	<p>(環境配慮設計の必要性について)</p> <p>・再資源化率の向上のためには、静脈側の設備投資には限界があるため、企画・設計段階からリサイクルを前提とした製品の普及が必要である。</p>	<p>・御指摘の通り、企画・設計段階からリサイクルを前提とした製品の普及が必要であるため、環境配慮設計を促進してまいります。</p>
7	<p>(環境配慮設計の評価方法や支援について)</p> <p>・認定基準(根拠)を明確化する必要がある。</p> <p>・環境配慮設計のトップランナー制度においては、故障の原因診断や故障予知等を可能にする IoT 化も評価項目に入れ、インセンティブを与えるべき。</p> <p>・再生材供給産業において良質な再生材を得るための自動解体ロボットの高度化についても広く工場の環境配慮設計としてインセンティブを与えるべき。</p> <p>・トップランナーの認定にあたっては、EPD 等を活用した、LCA による多面的な評価を行うことが重要である。</p> <p>・環境配慮設計に留まらず、省エネやフロン排出抑制等環境影響を俯瞰した対応が必要。</p> <p>・環境配慮設計の対象は、製品設計だけでなく工程設計(分解・分別の容易性、製造プロセスに使用する水やエネルギーの再利用、資源分離・抽出のプロセスの設計)もフォーカスして評価されることも検討の対象になるものとする。</p> <p>・環境配慮設計が成果に繋がらなければ意味がないため、「国内の資源循環量が拡大したこと」を評価することが必要。</p> <p>・企業に対して、マイナーチェンジとして安易に外観・デザインを変更することを制限すべきである。</p> <p>・環境配慮設計が本来の製品設計の自由度を制限することがないよう、バランスが肝要。</p>	<p>・環境配慮設計の認定基準等については、製造プロセスを含む包括的な環境配慮、リサイクルの実効性確保、国際的な整合性の確保など、多岐にわたる観点から検討を行う必要があると認識しております。このため、認定基準や評価の仕組み等については、製造事業者のみならず、リサイクル事業者等の関係者とも連携しながら、実効性のある制度となるよう検討を進めてまいります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外メーカーの輸入品に義務付ける場合は、その評価は特に難しく、また EC コマースを通じた輸入品はこの制度を逃れる可能性がある等、対策が必要。</li> <li>・リサイクル可能性に加えて、リユース可能性(リユーズビリティ)についても追記をお願いしたい。</li> <li>・メーカーが主張する「環境配慮設計」は、一方的かつ自己満足的な設計となっている例を見かけます。連携協力する回収業者、リサイクル業者も連名で認定することを考慮いただけるとありがたいと思います。</li> <li>・真正でない再生材の自主申告を排除する目的で導入する本制度が実効性を持つためには記載の通り継続して定期的に適正性をチェックする仕組み(法制化)の構築が重要。</li> <li>・環境配慮設計について、予備的に LCA を実施するための支援制度を追記して欲しい。</li> <li>・製品の環境配慮・循環設計の指標や要件については、欧州規則(ESPR)や各国・地域のエコラベル等に遵守が要求される企業にとっては、基準認証の観点でも国際的に整合性が確保されることを望む。</li> </ul>	
8	<p>(プラ法の設計認定との関係について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境配慮設計と、プラ新法における環境配慮設計の違いは何か。用語を統一してほしい。</li> <li>・プラ法における設計認定制度の対象のプラ製品以外を認定対象とするなど制度の違いを明確にすべきである。</li> <li>・プラ法での「環境配慮設計 認定制度」と連動するとの理解でよいのか。バイオ材の活用を含め、プラ法の環境配慮設計認定制度の早期実施をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律におけるプラスチック使用製品の設計認定制度は、プラスチック使用製品の全体に占めるプラスチックの割合が、原則として、重要比又は体積比で過半を占めるものを対象としています。これに対し、資源有効利用促進法で検討している環境配慮設計の認定制度については、プラスチック使用製品に限らず幅広い製品を対象とすることを想定しております。両制度で重複する製品がある場合には、事業者の手続き負担に配慮しつつ、制度の運用を検討してまいります。</li> </ul>
9	<p>(ラベリング制度について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラベリングを獲得した企業が経済的便益を得やすい環境整備と、ラベリング獲得にむけた各企業のキャパシティビルディング支援までの視点が欲しい。</li> <li>・「認証を受けた再生材」しかラベリング制度として認めない方向性なのか(認証を受けていなければ再生材と認めないという趣旨なのか)確認いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラベリング制度の具体的な内容については、御意見も踏まえ、制度の実効性確保や事業者の取組促進の観点も含め、今後検討を進めてまいります。</li> </ul>

### (3)再生資源の需要創出

#### A)再生資源の利用義務の拡充

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
10	(再生材利用の義務化について)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の制度改正では、再生材利用に関する自主的な計画の策定と定期的な実施状況の報告を措置することを検討しています。この仕組</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行資源法では使用済物品の発生抑制対策、部品の再使用対策及びリサイクル対策(原材料としての再生利用)の取組が求められている。CPs 参画企業等において CE 構築に向けた定量目標の設定の提出・公表が求められている。本状況下で屋上屋を課す報告制度とならないように検討すべき。</li> <li>・再生材の定量目標(使用”率/量”)の義務化については、慎重に検討する必要がある。再生材の供給状況や市況を踏まえ、それらが改善するまでは各企業による自主取組の公表等を業界として取りまとめ報告する等、定性的な取り組みとすべき。</li> <li>・国内の再生材の利用に関する義務は、欧州を起点とした資源循環政策に押し流されて策定せざるを得ない状況です。ただし、具体的な対象業種や実施時期は、業種ごとの利用実態や供給動向を考慮して、経済性や技術進歩を配慮したシミュレーションを行った上で、検討・決定することを要望します。</li> <li>・国内法人のメーカーが一定量以上の再生材利用をコミットするような風土が醸成されるよう、義務化とともにトップランナーに対して積極的な政策支援が必要であり、それを静脈側の市場形成に繋げていくべき。</li> <li>・CPsの場を活用し、目標設定の義務化に関する議論を加速してもらいたい。</li> <li>・再生材の利用に関する義務の拡充については賛成。業界ごとに難易度が異なるがある程度の定量目標は必要。</li> <li>・再生材の利用義務について、定量的な目標の設定は、それぞれの業界の事情、特性を考慮し、自主的な目標設定を業界で設定して取組むとともに、その成果を可視化することが望ましい。</li> <li>・定量目標を将来的に入れる際は、再生材市場の混乱が生じないように、また再生材供給を担う中小企業への過度な負担が生じないようにすべき。</li> <li>・安全性が求められる製品での再生材活用においては、現状では必要な品質を担保された再生材の供給が少なく調達が困難である。業界の実態に即した設定をお願いしたい。</li> <li>・優先すべきは供給面の施策であり、それが進展してはじめて需要側の施策を追加的に実施していくべき。再生材の品質と供給に関する数年先の予見性が可視化されない現状で、需要創出策として定期報告を求めることは時期尚早。事業者にとって大きな負担であり、現実的に対応も困難。</li> <li>・動脈企業側は、経営が厳しくなればバージン材に切り替えるという逃げの選択肢がありますが、静脈企業側は一方的に供給先を失うリスク</li> </ul>	<p>みにより、各企業における再生材利用の取組の見える化とPDCA サイクルの構築を進め、資源循環の需要創出を促進していきます。計画策定や報告の運用にあたっては、企業の過度な負担とならないような制度設計を行います。また、御指摘のとおり、報告する上ではトレーサビリティや化学物質管理の仕組みも重要となることから、素材情報等を事業者間で共有する情報流通プラットフォームの構築も進めてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生材の定量目標の設定については、業界ごとの特性や技術的課題、再生材の品質・供給状況、経済性等を十分に考慮する必要があることから、各業界における自主的な取組の促進と実態把握を CPs の場も活用しながら進めてまいります。その上で、国内再生材の需給バランスや市場の成熟度、技術開発の進展等を見極めながら、将来的な制度のあり方について検討してまいります。</li> <li>・さらに、再生材市場の健全な発展に向けては、需要面の措置と併せて、再生材の品質向上や安定供給、設備投資支援等の供給面の施策も総合的に展開していきます。</li> </ul>
---	---

	<p>を抱える。動静脈で対等な取引関係になりやすく、制度によるケアの必要性を感じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業者が製品原材料に国内で循環された再生材を一定量使用する、というコミットメントや実績公表をすることによる再生材の需要を生み出すことにより、リサイクラー等の静脈産業の設備投資や再資源化技術への投資が促進される好循環が生まれると考える。</li> <li>・再生材利用のための計画策定、実績報告・公表などの義務化は有効と考えるが、再生材の量、品質・衛生性、コストの確保と、投資・技術開発支援や消費者の積極購入のための支援策も必要である。</li> <li>・全国清涼飲料連合会は 2030 年までのペットボトルの水平リサイクル率 50%を目指しているが、会員の自助努力だけではなく、国として飲料ボトルの再生材利用率基準を定めていただきたい。</li> <li>・再生材利用にあたっては、コスト、品質、安定供給に係る課題があり、特に再生利用が平易な PET 樹脂は、今後、国内外問わず需要が高まると懸念。本とりまとめ案に記載されている通り、CPs を活用して、PET 樹脂の国内資源循環の高度化、最適化を検討するための議論を国主導で推進して頂きたい。</li> <li>・需要が高まると想定される再生利用が平易な再生 PET 樹脂に関し、早期に CPs の場で多様なステークホルダーを交えた議論を開始し、産業横断的な資源循環のロードマップを策定することに強く期待。</li> <li>・国内外で需要が高まっていることを踏まえ、PET 樹脂に関して、CPS などを活用して国内資源を最大限活用しつつ、国内資源循環を最適化する仕組みづくりを国が主導してほしい。</li> <li>・再生材利用の計画策定や実績の定期報告は、事業者にとって大きな負担であり、現実の対応も難しい。消費者も含めてバリューチェーン全体で再生材利用の機運が醸成されなければ、事業者のみ片務的に PDCA サイクルを回しても実効的ではない。供給から需要に至る各施策は並列ではなく、制度設計の順序を整理する必要がある。</li> <li>・トレーサビリティや化学物質管理の仕組みが整っていないと、報告準備や手続きに多大な工数がかかることが予想できます。そのため、周辺整備の状況を考慮して報告追加の検討を求めます。</li> </ul>	
11	<p>(再生資源の定義について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生材の定義について記述がない。定義(案)として「自社内回収材、プレコンシューマー材、ポストコンシューマー材、これらを再生資源として使用しリサイクルしたものを再生材とする。」を提案する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいた御意見を制度改正の参考にさせていただきます。</li> </ul>
12	<p>(対象とする資源について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象とする資源をプラスチックとレアメタルに限定せず広く捉えるべきである(例えば紙資源など)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象とする資源については、資源の希少性や脱炭素等の観点を考慮しつつ、検討してまいります。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な取組については、プラスチック等の有機系資源とレアメタル等の元素資源を分けて記述すべきである。</li> <li>・プラスチックの範囲を明確にすべき。例えば合成繊維も含まれるのか。</li> </ul>	
13	<p>(バイオ素材について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成長志向型の資源自律戦略の中にバイオ材についての施策が含まれていても良いのではないかと考える。</li> <li>・高難易度のイノベーションをモデル化するより、バイオものづくりによる高コスト化をどう慣らしていくかの観点により重要と言える。</li> <li>・バイオプラ導入ロードマップ(2030年までに約200万トン)に基づき、バイオプラ導入量の多い企業への表彰や奨励金給付、減税措置などの制度を検討いただきたい。</li> <li>・バイオ由来の材料についてはエネルギーリサイクルなど熱回収しても良いというルールにより、その採用を促進できるようにしてもよいのではないかと。</li> <li>・日本のイノベーションの中ではバイオ材料使用促進その他の取り組みも重要であり、業界や業種、利用状況等によっては、それら再生材以外の手法も再生材と同等あるいはそれ以上に有用だという認識を共有し、それらの普及を後押しするべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成長志向型の資源自律経済戦略においては、バイオ由来資源の活用も含めた循環資源の利活用を推進しています。再生材の導入を促進していく一方で、中には再生材の使用が難しい領域もあることを念頭におきながら、引き続き、バイオエコノミー戦略(令和6年6月統合イノベーション戦略推進会議決定)に基づき、バイオものづくりの促進、バイオ由来製品の市場環境整備に取り組んでまいります。</li> </ul>
14	<p>(対象とする製品・業種について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家電業種は本義務の対象外とするべき。本義務の導入にあたっては、真にその必要性を明らかにするとともに、対象業種というような大括なものではなく、具体的な対象資源や対象品目を明確化しつつ取り組むべき。</li> <li>・安全性(例えば食品衛生法)を考慮して業種を特定する必要がある。</li> <li>・食品接触用途への再生材の利用を進めるならば、ケミカルリサイクルによる再生材の供給拡充が必要である。</li> <li>・飲料用のキャップへの再生材の利用は法律・行政通知で禁止されているため、制度の改正をお願いしたい。キャップを効率的に回収する仕組みづくりも検討いただきたい。</li> <li>・厚労省の「食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度導入について」により、食品に直接触れる容器でのリサイクル材使用に制限がある。乳幼児が触れる(舐める)可能性のある日用品に対しては、事実上再生材が使用できない状況であるため、業種ごとの対象となる品目についても検討に加えて頂きたい。</li> <li>・食品と直接接触するプラ容器包装に利用されるプラスチックについては、国(厚労省、消費者庁等)の衛生安全基準に適合した再生材が、一部を除いて、現時点では実用化されておらず、容リプラ由来の材料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象製品・業種については、対象とする資源を多く使用する製品・業種を中心に、安全性等の観点も考慮しつつ、関係者と意見交換を重ねながら検討してまいります。</li> <li>・なお、食品容器包装への再生材の利用については、御指摘の通り、ケミカルリサイクルも含んだ技術的な高度化による再生材の供給の拡充が重要であると認識しておりますが、具体的な食品容器包装における再生材利用促進については、関係省庁とも連携しつつ、検討してまいります。</li> </ul>

	<p>リサイクルのプラスチック再生材の多くは、国の衛生安全基準に適合できていない。こうした実情に鑑み、農水省など関連省庁との意見交換の場を設けることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品収穫、保管容器へのリサイクル材活用が出来なくなっているため、物流資材用途に於ける制限緩和を検討出来ないか。</li> <li>・輸出する製品においては現地の法規制に対応することも求められるため、海外の状況を考慮し義務化を行なって頂きたい。</li> </ul>	
15	<p>(リサイクル手法について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチックの水平リサイクルを推奨するかのような例示は適切ではない。特定のリサイクル手法に限定すべきではなく、社会全体のリサイクルコスト低減の始点も鑑み、ライフサイクルを俯瞰した多角的な視点(環境への負荷、エネルギー効率、残渣の多寡等)に基づいた検討を行うべきである。</li> <li>・水平利用率に拘りすぎると、製品設計やリサイクルに偏りが生じるため、広く素材としての活用を求めの方が望ましく、製品に一定の再生材利用率を義務付ける際には、前用途に制限を設けない方がよい。</li> <li>・今後再生資源の争奪が予想されるため、分野ごとの水平リサイクルによる再生資源を優先的に確保できる仕組みが必要である。</li> <li>・水平リサイクルが優れているというイメージが先行している。水平リサイクルとカスケードリサイクル、マテリアルリサイクルおよびケミカルリサイクルの手法も含めて、LCA 評価を国主導で実施することが必要。</li> <li>・プラ再生材の品質の向上にあたり設備の高性能化による CO2 排出増となる。LCA の検証が必要。</li> <li>・プラスチックや紙製品など、多くが熱回収として処理されている資源については、熱回収をどの程度まで許容するのか、方針を明確にすべきである。</li> <li>・現行プラ新法では熱回収も含まれるので、マテリアルリサイクルを優先する方向とした方がよい。</li> <li>・現在焼却(サーマルリサイクル含む)に回っているプラスチックをリサイクルに回すためのロードマップや指針を示す必要がある。</li> <li>・廃プラスチックのサーマルリカバリーを推進し、エネルギー回収を図るための政策を強化することを提案。</li> <li>・現在は業種や SC ごとの資源循環の立ち上がり促進を意識して、X to X 型の資源循環ループを想定した施策を進めているが、将来的には必要な資源量の確保や回収資源の有効活用の観点からは、X to Y 型のループについても検討をお願いしたい。これは、現状、原油、鉱物、水などの資源をもとに様々な産業が成立していることと同じで、経済原理に合致していると考え。(食品容器包装について)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環資源の有効活用を最大化するためには、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルなど、様々なリサイクル手法を柔軟に活用していくことが重要であると考えています。特定のリサイクル手法に限定することなく、環境負荷、エネルギー効率、技術的実現可能性、経済性等を総合的に考慮し、社会全体で最適な資源循環の実現を目指してまいります。また、製品を超えた資源循環についても、資源の有効利用の観点から重要な選択肢として捉えています。各リサイクル手法の特徴や環境負荷等について、ライフサイクル全体を通じた評価を進めるなど、効果的な資源循環システムの構築に向けた検討を行ってまいります。</li> <li>・食品容器包装への再生材の利用については、御指摘のとおり、ケミカルリサイクルも含んだ技術的な高度化による再生材の供給の拡充が重要であると認識しておりますが、具体的な食品容器包装における再生材利用促進については、関係省庁とも連携しつつ、検討してまいります。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品接触用途への再生材の利用を進めるならば、ケミカルリサイクルによる再生材の供給拡充が必要である。</li> <li>・飲料用のキャップへの再生材の利用は法律・行政通知で禁止されているため、制度の改正をお願いしたい。キャップを効率的に回収する仕組みづくりも検討いただきたい。</li> </ul>	
--	--	--

## B) 有用な資源を含む副産物の利用に係る義務の導入

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有用な資源を含む副産物は、国内生産工場での出所や成分情報も比較的分かりやすく利用検討が進む可能性があります。工程内・会社内・会社間での再生利用を加速させる施策が必要です。</li> <li>・例示の LIB の工程端材では現状国内に商業ベースの精練機能がなく、国内だけでの再生利用が行えないもの、素材が存在します。市場発生量が足元で少なく、また代替素材の研究が進む素材においては、今後も再資源化施設の国内投資が進まない可能性もあると想定しております。</li> <li>・LIB 工程端材のみならず、EOL の車載用 LIB についても、再生材の利用に関する義務の導入、目標値の設定、インセンティブの付与等を検討いただきたい。</li> <li>・副産物の再利用義務について、有用な金属を含む焼却灰、汚泥、廃液等も対象とすべき。</li> <li>・端材の再利用に関しては、端材の廃棄における「義務」と「インセンティブ」のどちらが優位に働くかを検討いただきたい。会計処理上の優遇等も同時に検討いただきたい。</li> <li>・PIR 材の活用については、加工経緯やどの工程から発生したものなのかなど詳細なランク分けを行うなどして、再生材としての活用の幅を広げるような検討をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工程端材を含む副産物の利用拡大に向けては、御指摘のとおり、有用な資源を含む副産物の特性を踏まえた効率的な利用の促進が重要と認識しています。このため、工程内や企業間での副産物の再生利用を促進するため、再生材利用と同様に、副産物利用に係る技術開発、実証事業及び商用化のための設備投資等への支援を行ってまいります。また、副産物の再生利用を進める上での経済的インセンティブの付与についても、企業の取組実態や課題を踏まえながら検討を進めてまいります。</li> </ul>

## C) 再生材利用に関するインセンティブ付与

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い再生プラスチックの供給には、高度な自動解体ロボット等の装置の導入や、バージン材に近い品質まで高めるための研究開発が必要であるため、投資支援やノウハウの提供等をいただきたい。</li> <li>・再生樹脂のコストがバージン樹脂と同等以下となるような施策やステークホルダー全体での再資源化費用の負担を分担する施策が必要（バージン樹脂への課税など）。</li> <li>・再生材を製造、利用する企業に対する税制優遇や補助金などを検討いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生材の安定供給と品質向上に向けた支援については、GX 経済移行債を活用し、今後 10 年間で官民合わせて 2兆円超の投資実現を目指しています。具体的には、令和6年度から3年間で 300 億円規模の支援を実施し、動静脈連携による資源循環に係る技術開発及び実証に係る設備投資や、長寿命化や再資源化の容易性の確保に資する技術開発及び設備投資を支援しております。また、再生材の需給バランスに配慮しつつ、価格の安定化等に向けた方策についても検討してまいります。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生材利用による、コストアップ抑制努力を企業として行うものの、純度の高いリサイクル材料(例;PET ボトル)は需給バランスで高騰する可能性、や、純度の低い複合素材は再生利用するのにコストが上がってしまい、企業努力だけではコストアップを吸収することは困難である。再生材利用のコストアップは今後の課題に挙げていただいているが、施策の中に組み込むことを期待。</li> <li>・再生材として一部の材質(PET)に集中することが予想される。価格高騰を抑制する対策を求める。</li> <li>・容り法では、特定事業者が再商品化費用を負担して再商品化義務を履行している現状において、再生材の高品質化を目指していくにあたっては、再商品化費用負担増も懸念される。利用者へのインセンティブを与えるのと同時に、再商品化費用の一部を負担してもらい、特定事業者へ還元するとか、特定事業者の環境配慮設計等の努力も加味した負担軽減策等の検討をお願いしたい。</li> <li>・再生材利用製品の購入インセンティブ等の補助制度は再生材利用の促進につながると考えるが、容器包装リサイクル法に基づき指定法人に再商品化委託料を支払っている特定事業者とそれ以外の事業者の間に不公平が生じないような制度設計のご検討をお願いしたい。</li> <li>・容り法の「再商品化委託料金」を負担しながら、再生材・バイオ材などの高価な環境配慮材料を使用する事に矛盾がある。リサイクルすることにモチベーションが上がる制度設計が必要。</li> <li>・容器包装リサイクル法において必要な制度的対応とはどのような事を検討されているのか。再生材の品質を利用事業者の要望に応じた評価項目に整理するとはどのような事を検討されているのかご教示ください。</li> <li>・対象となる容りプラの再商品化義務を規定している容器包装リサイクル法の特定事業者の負担の在り方の見直しなど、新たなルールメイキングを検討することが望ましい。</li> <li>・再商品化事業者の再商品化能力の不足解消、将来的な再商品化事業の基盤拡大に向けて、容り法の入札制度、再商品化事業者との単年度毎の契約期間等の見直しを行い、新規再商品化事業者の参入や設備投資等への不安感を解消する施策の実施が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、再生材の利用に関する義務の拡充に関しては、再生材の利用に係るインセンティブ、再商品化に係る費用負担の在り方についても検討する必要があると考えております。容器包装に関しては、自治体、消費者、特定事業者、再商品化事業者等各主体の適切な役割分担や負担の公平性に配慮をしながら、再商品化事業者の基盤強化も含めて、制度全体の在り方について検討してまいります。</li> </ul>
--	--

#### (4)再生資源の供給強化

##### A)再生プラスチックの流通量の最大化や高品質化による循環市場の活性化

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
18	(廃棄物処理法について)	・廃棄物処理法に関する課題については、同法を所管する環境省と連携を取りつつ、検討してまいります。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源回収を目的とする場合には、自治体の判断によらず、資源として運搬・中間処理ができるよう統一ルールを決めて頂きたい。</li> <li>・紙製品のリサイクルに関して産業廃棄物や一般廃棄物に該当するため、これら廃棄物を原料とした検討を進めようとする、廃掃法がネックとなり自治体の承認がなかなか得られず、検討が滞る。</li> </ul>	
19	<p>(バイオプラスチックについて)</p> <p>・「プラスチック資源循環戦略」のマイルストーンとの整合性は図られるのか。特に2030年までにバイオマスプラ約200万トン導入に対する施策の記述がないが、どのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御指摘の通り、政府ではプラスチック資源循環戦略において、2030年までにバイオマスプラスチックを最大限(約200万トン)導入するよう目指しています。</li> <li>・再生材の導入を促進していく一方で、中には再生材の使用が難しい領域があることも念頭におきながら、引き続き、温室効果ガス削減に資するバイオプラスチックの導入を促進してまいります。</li> <li>・いただいた御意見も参考にしつつ、プラスチック資源循環戦略のマイルストーンとの整合性にも留意しながら、制度見直しに取り組んでいきます。</li> </ul>
20	<p>(家電リサイクル法について)</p> <p>・リユース・リファービッシュも推進する内容になっているものの、現行の家電リサイクル法上の制度では、一般消費者からするとリサイクル以外の判断をすることが難しいため、既存法の制度見直しの検討、もしくは新たな枠組みでの案が必要ではないか。見直しをする上では、高度な再資源化技術を持つ企業や、新規設備投資を積極的に実施している企業もリユース等の事業に参入できるよう、認定事業者の範囲拡大も合わせて検討いただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済家電については、まだ十分使える製品はリユース・リファービッシュ等も促進していくことが重要であると考えております。現在、リユース・リサイクルの仕分けガイドラインに基づき、小売業者による使用済家電の引取時の判断が行われているところですが、資源の有効利用の観点からより適切な扱いがなされるよう、ご指摘も踏まえながら検討してまいります。</li> </ul>

## B) 再生資源供給産業の育成について

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
21	<p>(再生資源供給産業の育成について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル事業者を中心にプラスチックの再資源化に対するインセンティブを導入し、再生プラスチックの流通量を増やすための仕組みの早期確立が必要です。</li> <li>・中間処理後の再生プラスチックの品質やリサイクル後の再生材の品質を、利用事業者の要望に応じた評価項目により整理し、再生プラスチックを取り扱う動静脈産業との共通言語の確立が必要です。</li> <li>・再生資源の質の確保のためには、静脈側の取組に加えて、製造事業者からの製品の素材質・含有化学物質(有害物質含む)・構造・法規制・解体時安全情報等の情報を関係者に共有可能とすることが求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環経済への移行を加速するためには、静脈産業を高付加価値な資源供給産業へと転換することが重要です。このため、環境省とも連携しながら、新たに成立した再資源化事業等高度化法に基づく認定制度等を通じて、再生資源の質と量の確保を推進してまいります。また、循環資源の回収・選別・再資源化のための設備導入支援等を通じて、静脈産業の基盤強化を進めてまいります。</li> <li>・加えて、再生材の安定的な需給体制の構築に向けては、御指摘のとおり、動静脈産業間での情報連携を強化することが重要であるため、素材情報等を事業者間で共有する情報流通プラットフォームの構築を進めてまいります。その際、再生材の品質評価基準の整備や、トレーサビリティの確保等についても検討を進めてまいります。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者に安心して利用してもらえる環境整備のため、品質管理基準の強化、高懸念物質のガイドライン化、トレーサビリティの確保、認証制度の導入、識別マーク導入などが必要。</li> <li>・リサイクル事業者を「再生資源供給産業」として成長産業と位置づけ強化策を打つことに賛同します。特に、海外への資源流出防止策を早急に講じるためにも、メーカーや関連団体へのヒアリング等の手段を通じて国内での再生材の供給計画を策定し、再資源化に関する規制の緩和策や利用の促進策を講じることを要望します。</li> <li>・再生材供給産業へ参入し易い環境整備や、参入を奨励する施策(例: 税制優遇、補助金制度等)を講ずる旨を追記して欲しい。</li> <li>・排出事業者による分別排出の促進が重要であり、選別・分別や国内再生を優先した取組を行う排出事業者へのインセンティブ(表彰、補助金など)が望ましい。</li> <li>・自立的な再生材利用のマーケットが成立するまでの間は、再生材を提供する側(リサイクラー等)へのインセンティブや設備投資に係るランニングコスト補助等の支援が必要。また、並行して一般消費者が再生材使用製品を選択して購入する意識の改革や啓発も検討をお願いしたい。</li> <li>・サーキュラーエコノミーの実現に向けて設備増設や事業拡大が必要となるが、焼却が主体の現在処理方法においては、処理量が増加すれば自社の GHG 排出量も増加する状況にある。静脈産業が、サーキュラーエコノミー促進と GHG 削減の両立するために、例えば削減貢献量も有用な削減指標であることを明確化や静脈産業における統一的な算定方法の設定、等の施策検討を推進いただきたい。</li> <li>・都市と地方では事業の経営環境も異なり、政府の掲げる「地方創生」との政策的整合性も前提とした、全国一律ではない地域循環モデルの展開をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さらに、CPs の地域循環モデル構築 WG での取組等を通じて、各地域の特性に応じた地域循環モデルの構築を進めるなど、地域の実情に応じた循環経済への移行を推進してまいります。</li> </ul>
<p>22 (回収・選別の課題について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高品質な再生材の供給を担保するための、リサイクル事業の上流に当たるポストコンシューマーをはじめとする不要品や資源の回収、それらの選別過程においても、供給量の増加に伴うキャパシティ不足などの課題や、それを補うための自動選別技術などの開発といった環境整備の必要性が存在する。今後の自律的な循環経済の促進に向けた環境整備において、回収・選別事業における課題にも着目いただけるよう配慮いただきたい。</li> <li>・PET ボトルでは、多くの市区町村の中間処理、再生処理事業者、事業系廃棄物処理事業者の処理施設・設備の老朽化が進んでいます。この状況は、今後ともに使用済み PET ボトルの高回収率が維持され</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い再生材を供給するためには、資源の回収率向上と選別精度の向上が必要であると認識しております。このため、効率的な分別回収システムの構築や自動選別技術の開発など、回収・選別工程の高度化に向けた環境整備を関係省庁とも連携しながら進めてまいります。</li> <li>・また、中間処理施設や再生処理施設の設備更新等については、環境省とも連携をしながら、支援の在り方を検討してまいります。</li> </ul>

	<p>るとしても、再生材の収率が低下し、折角の国内需要に対して供給が不足する問題につながります。あらためての実情調査と対策の協議が必要とされます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生材の量の確保のためには、使用済み家電の回収率向上策とセットで取り組む必要がある。</li> <li>・容器包装の回収率向上に努めるべきである。</li> <li>・ブランドオーナーによる回収促進を目的とした新たな制度や収集運搬等に関する補助金拠出などを議論いただきたい。</li> <li>・自治体毎に異なる自主回収の基準を統一及び緩和する必要がある。また、国として大規模分別回収、オートソーティング、ケミカルリサイクルの体制構築が必要である。</li> <li>・既存のリサイクル制度の対象製品の拡大を追記して欲しい。</li> </ul>	
23	<p>(PET 樹脂について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PET ボトルでは、リサイクル適正(油やにおい)の観点から、法で充填される内容物が規定されているが、より再生材の量を確保するためにも、リサイクル性に問題のない内容物の追加検討が必要。分別排出(回収)のための表示である資源法の指定表示製品(三角1番マーク)の規定と容り法による特定容器の規定の文言が異なっているために、国は無理やり容り法の解釈に読み替えて表示をさせるという指導が行われてきている。内容物の追加と合わせて、適切な文言での法改正をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PET ボトルのリサイクルを促進するため、資源有効利用促進法では、飲料や特定の調味料が充填された PET ボトル(内容積 150 ミリリットル以上)に、分別排出のための表示(三角1番マーク)を付すことを求めています。特定調味料として指定する品目については、PET 容器での広い流通実績があり、かつ簡単な洗浄で内容物が洗い出せるなど再生利用に適したものを、主務省令で定めております。</li> <li>・いただいた御意見は、今後の政策検討の中で参考にさせていただきます。</li> </ul>
24	<p>(化審法との関係について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の廃棄物を海外企業が日本外に持ち出している中、再生材利用促進にあたっては、海外からの調達も視野にいれざるをえない。しかしながら、海外のリサイクル材料を活用する場合、化審法の第一種特定化学物質に非含有をどう担保するか、が課題である。化審法の特例措置を設けてもらう等の法整備を期待。</li> <li>・懸念化学物質管理は、規制前に製造された製品から再生されるため管理に限界があります。グローバルに材料及び部品を調達や生産をする国内製造品においては、各国での法規の差異によるダブルスタンダードの回避が重要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化審法は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質の性状に関して審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的としています。</li> <li>・リサイクル材料の取り扱いについては、11月8日に開催した第2回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ、中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会(第2回)において、主な検討事項としてあげているところ、いただいた御意見も踏まえ、今後検討してまいります。</li> </ul>

### C)再生材に関する認証制度の導入

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
25	<p>(再生材の認証制度について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の強みを活かせる、日本発の認証制度構築を進め、世界を先導する取り組みに繋げていく旨を追記して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生材の認証制度については、再生材の品質を可視化することで動静脈間における円滑な取引を促進するものであり、重要なものと認識し</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生材であることの確からしさを担保するための認証制度については、認証にあたって過度な要求項目を課すことは、再生材供給メーカーの業務負担を著しく増やすことになるため、必要かつ合理的な範囲内に留める。</li> <li>・国際認証を念頭に入れた認証制度の検討は必要。衛生性も担保した認証プロセス制度の検討を厚生労働省等関係省庁とも連携した検討をお願いしたい。</li> <li>・認定時はもちろん、認定後も定期的な立ち合い検査を実施するなど、透明性のある運用が必要だと考える。自社工程端材の取り扱いの明確化と、再生材であることの確からしさを担保する認証制度は、是非早期に導入頂きたい。</li> <li>・再生材使用率は確認の方法がない。(バイオの C14 半減期測定のような) DPP で議論されている QR コードやブロックチェーン技術を使用した各社の取り組みがあるが、国としての基準づくりや制度化が必要ではないか。認証を受けた再生材へのニーズが集中することが懸念されるので、持続可能な制度を検討いただきたい。</li> <li>・再生材の認証制度として GRS や RCS が普及し始めているが、それらとの互換性を考慮頂きたい。さらに本認証制度の基で加工された再生材を使用した製品を海外に輸出した場合に、GRS や RCS に代わり認められるものであると良い。</li> <li>・(一社)日本化学工業協会では、化学品のプラスチックリサイクルに関する再生率確認登録制度を会員企業との間で試行的に開始したところ(1年後をめどに本格化する予定)。本制度など民間の取組との整合性も図ってほしい。</li> </ul>	<p>ています。認証制度の内容については、御指摘を踏まえつつ、民間での認証機関の取組や海外との連携も含め、検討してまいります。</p>
<p>26 (再生資源のグレーディングについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認証制度の導入にも関連するが、低廉・低グレードの再生材の利用促進の施策も重要と考える。</li> <li>・廃車載 LIB 由来の再生材についてもバッテリーグレード等の品質基準の整理・可視化等を検討いただきたい。</li> <li>・再生材の質について一定の基準(サーキュラーエコノミー規格等)を定め、他の法律(例えば、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律等)との兼ね合いについて、既存基準をそのまま適用するのではなく、再生材としての基準検討を進めていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証制度と同様、再生材の取引を活性化するため、品質指標(再生材等のグレーディング)の策定に向けて検討を進めてまいります。</li> </ul>

(5) CE コマースについて

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
27	(リユース産業の意義について)	・いただいた御意見を踏まえ、今後の政策検討に活かしてまいります。

	<p>・これだけリユース企業が上場し、産業化している日本の事例は世界的にみても大変稀有です。日本の高いリサイクル技術に加え、既存のリユース産業の活性化を高めることで、効率よく国内での再生材が供給される環境をつくることができ、国際競争力に貢献できると考えます。</p>	
28	<p>(家電リユース品の製品安全について)</p> <p>・中古製品を修理(洗浄・部品交換)後に販売する場合について、電安法の解釈を明確にしていきたい。また、電安法のほか、製造物責任法、消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法など各種法律についても整合性を図り整備をお願いしたい。</p> <p>・消費者保護の観点で、中古部品、中古製品を修理・販売した場合の個別識別子や、消費者がその中古製品は修理を施したことを判断できる表示(修理した事業者の名称、修理した年月日など)、また中古部品を使用していることの表示を行い、中古部品や中古製品の安全性担保について責任の所在の明確化をお願いしたい。</p>	<p>・中古製品の修理・販売に関する各種法令上の取扱いや表示制度については、御指摘の消費者保護の観点なども踏まえ、関係省庁と連携しながら検討してまいります。</p>
29	<p>(CE コマースと家電リサイクルの両立について)</p> <p>・リユース事業者等が使用済みの家電製品を引き取り、不適正な処理を行うことを防ぐ施策が必要。適正な CE コマース事業者を消費者が容易に識別できるような第三者認定制度をつくることの検討も必要。</p> <p>・使用済み家電製品から取り出した部品のリユースについても、使用の適正性確認を含めて厳格に行う必要がある。</p>	<p>・御指摘の点を踏まえ関係各所と連携しながら適切な対応を検討してまいります。</p>
30	<p>(地球温暖化対策との整合性確保について)</p> <p>・2050 年ネットゼロに向けた家庭部門の排出削減目標の達成に向けて、国や自治体の施策として、省エネ性能の高い家電への買い換え促進策が講じられている。家電製品の CE コマース促進に当たっては、地球温暖化対策のための省エネ家電への買い替え促進策と整合のとれた取組とすることが必要。</p> <p>・「炭素中立や天然資源の節約」とあるが、これらは必ずしも両立しない(省エネのためにベースメタルやレアメタルを多く使用するケースがあり、必ずしも省エネと省資源は両立しない)。「また、炭素中立と天然資源の節約をバランスさせるための方策、あるいはどういったバランスをとることが望ましいのか今後検討が必要である。」というような文言を追加してはどうか。</p>	<p>・御指摘の点を踏まえて関係各所と調整の上、適切な対応を検討してまいります。</p>
31	<p>(CE コマースの信頼度向上について)</p> <p>・心情的に中古品を買いたがる消費者は少ないため、リペア、リマニュファクチャリング、リファービッシュの信頼度を上げるための制度を整備する必要がある。</p>	<p>・御指摘の通り、リユース品の信頼性を担保することはサーキュラーエコノミーを促進する上で必要不可欠なため、いただいた御意見を踏まえ、今後の政策を検討させていただきます。</p>

32	<p>(インセンティブについて)</p> <p>・ベスト・プラクティスが消費行動の変化につながるための購入補助や優遇措置などの制度構築も併せて必要</p>	<p>・ベスト・プラクティスが普及していくためには、御指摘のとおり、消費行動の変化が必要不可欠と認識しております。このため、再生材使用製品やリユース・リマニュファクチャリング製品の普及促進に向けて、消費者の行動変容を促すための支援の在り方について検討してまいります。</p>
33	<p>(CE コマース事業者への過度な責任負担について)</p> <p>・資源循環を担うリユース業界として、CE コマースが促進されることを強く期待しており、その発展に貢献してまいります。一方、安全性担保・不安全事故が発生した場合の責任の明確化、消費者保護を含めた制度整備に際しては、CE コマース促進の観点から、CE コマースを行う事業者が過度な責任を負うものとならないようにすることが望まれます。</p>	<p>・御指摘いただいた点も踏まえて、CE コマースビジネスの促進に向けては、事業者の適切な責任範囲の明確化と消費者保護の両立に配慮しながら、制度整備を検討してまいります。</p>

#### (6)トレーサビリティ促進のための表示制度の導入

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
34	<p>(個別識別子について)</p> <p>・個別識別子が乱立して1つの製品に複数の識別子を張り付けて混乱を招くことがないよう配慮すべきである。</p> <p>・適正で安全・安心な資源流通を大前提に、情報の精度や深度を過度に求めすぎることが無いよう配慮する旨を追記して欲しい。</p> <p>・個別識別子が「指定表示製品」の規程要件(現行の資源有効利用促進法では、分別回収促進が主目的)に対してどのような関連があるのか、必ずしも十分に説明されていない。</p> <p>・トレーサビリティ促進のための表示制度の検討にあたっては、①知的財産やプライバシー保護、情報へのアクセス権の観点、及び②どの情報が誰に使用されることで健全な CE 市場が形成され、③消費者が信頼できる情報にアクセスし賢い選択に繋がるのかという観点で、様々な問題が想定される。今後検討されていく情報流通 PF におけるデータへのアクセスは「知る必要がある」という観点で構築されるべきであり、それぞれのステークホルダー間で差別化されたアクセス権が必要であると考え。グローバル市場に上市する製品や関連サービスについては、国・地域の規制や制度によって別々の製品個別識別子を付与することになっても実務上のハードルが高い。</p> <p>・環境負荷の少ない高付加価値な製品が、価値が高い状態でリユースされ、その部品も再使用されることが望ましい。排出された製品がリユースされたのか、リサイクルされたのか、廃棄されたのか分かりにくいという問題もあるため、どれだけ製品がリユースされたかを見える化することにはメリットがある。</p>	<p>・製品のトレーサビリティを確保するための個別識別子の導入については、その目的や効果を明確にしつつ、実務上の課題や国際的な動向も踏まえた検討が必要と考えております。特に、複数の識別子が乱立することによる混乱を防ぎ、かつ実務面での過度な負担とならないよう、情報の収集・提供の範囲や方法について、慎重に検討を進める必要があります。また、プライバシーの確保、情報アクセス権の設定等、情報管理の在り方についても整理が必要と認識しております。</p> <p>このため、健全なサーキュラーエコノミーの形成に資する情報流通の仕組みについて、製造、流通、リユース、リサイクル等の関係者の意見も踏まえながら、リユース製品の価値の見える化等の観点も含め、実効性のある制度設計を検討してまいります。</p>

	<p>・トレーサビリティ促進のための表示制度の対象に容器包装に関してはリユース・リフィルを想定しているのか。</p> <p>・使用済み PET ボトルの輸出に際しては、容リ協ルートに限らず、市区町村による独自処理、及び、事業系全般に対しても、容リ協ルートに準ずるトレーサビリティの制度運用の検討がなされるべき。</p>	
--	---	--

(7)情報流通プラットフォームについて

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
35	<p>(情報流通 PF の内容について)</p> <p>・DPP 実現のための PF など類似のシステムとの連携はどこまで考慮されるのか。</p> <p>・共通データフォーマットやプラットフォーム間の相互連携インターフェースについては、資源循環に関わる多くの関係者が、障壁なく、オープンに利用できるものとするのが強く望まれます。</p> <p>・CE 情報流通 PF は分散型のプラットフォームになると考えている。複数の情報連携 PF が相互運用できるよう標準仕様やガバナンス運用の整備を Ouranos Ecosystem と連携して進めるべき。</p> <p>・セキュリティ確立や運用は標準・中立的な運用が図られるようにすることが必要。営業等の秘密や個人情報等の情報管理にも留意する必要がある。</p> <p>・リサイクル材を含んだ材料や製品の安全データシートやケミシエルパ、コンフリクトミネラルなどの情報開示方法が課題。</p> <p>・海外メーカー品(輸入品)や EC コマースによる輸入品については、個別識別子の表示や情報インプットがなされない可能性があるため、対策を検討すべきである。</p> <p>・日本で情報連携 PF を構築する際には、海外、特に、先進地の欧州の PF との連携を意識した施策の導入を期待。</p> <p>・単にトレーサビリティの共有だけでなく、消費者の行動変容を促す PF であるべきことが CE 推進にとって重要。</p> <p>・廃棄された自社製品だけでなく他社製品も混ざって回収されることもあり、使いこなしていくには、再生材の情報開示が必要である。</p> <p>・製品・素材の情報の可視化について、「LCA による CFP」を「CFP のみならず LCA/マルチクライテリア環境影響評価」に修正。</p> <p>・日本においても DPP(Digital Product Passport)の制度を整備すべき。</p>	<p>・サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームの構築に向けては、サプライチェーンにおける幅広い関係者の利用、先行しているプラットフォームとの連携、流通データの情報管理、DPP の動向等も考慮しながら、検討してまいります。また、海外輸入品への対策や消費者の行動変容促進についても、御指摘の点を考慮し、適切な対応を検討してまいります。</p>

(8)部品レベルの循環促進

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
-----	--------	------------

36	<p>(リユース部品の定義について)</p> <p>・リユース部品を使用した製品は「再製造品」であり、「中古品」ではない旨を定義として明確にしていきたい。</p>	<p>・事業者及び消費者への普及啓発等を含め、検討してまいります。</p>
37	<p>(消費者安全について)</p> <p>・部品だけでなくその部品を用いた製品が電安法に適合することを確認し、その部品における性能・安全担保の責任は、リユース部品の取り出し及び製造行為(修理等)もしくは販売行為を行った者が担保する制度であることが必要。</p> <p>・消費者安全の担保と責任の明確化するため、業種や製品毎の国際規格や標準に対して、国は積極的関与し制度設計を進めることを要望します。</p> <p>・部品リユースが複数回行われることによる不安全事故の発生や、責任の明確化のため、リユース部品にはトレーサビリティが確認できる措置が必要。</p> <p>・部品リユースは、部品リユースを行う事業者が再利用可否条件(型番、製造日、スペックなど)を明確化したうえで該当部品を回収する必要がある。</p> <p>・現在の使用済み家電品のリサイクルプロセスでは部品のリユースを前提としていないため(部品リユースは行わず全て素材化)、物流やプラントでの解体方法の見直しなどにより、運搬量や処理能力が低下し、場合によってはかなりの社会的なコストアップが生じる可能性がある。</p> <p>・再商品化のために、各産業で部品の統一化を図るべきであると考え、賛同する。</p>	<p>・部品のリユースを促進するにあたっては、安全性の確保と責任の明確化が重要と考えております。このため、部品の再使用可否条件の明確化やトレーサビリティの確保等について、国際規格や標準との整合性にも配慮しながら検討を進めてまいります。また、リサイクルプロセスへの影響や社会的コストについても考慮しつつ、実効性のある制度設計を目指してまいります。</p>

(9)消費者の行動変容

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
38	<p>(消費者や企業の行動変容について)</p> <p>・再生材利用によるコスト増の負担をステークホルダー全体で分散する国の支援(インセンティブ)もお願いしたい。例えば、デコ活のような国民運動。</p> <p>・製品消費者が日常的にアクセスする小売店に資源リスクの低い素材による製品が並んでいない。見ない・知らない・買わないのは当然であり、webを含めた小売へのインセンティブを視点として加えたい。</p> <p>・教育を通じた価値観の変容、非財務情報開示を通じた企業価値のパラダイムシフトを促進し、リサイクル材の価値・対価を認める社会の仕組み作りを進めるべきではないか。</p> <p>・資源化の量の確保のため、回収における消費者マインドの醸成が必要と考える。国をあげて消費者マインドの醸成を期待する。</p>	<p>・御指摘の通り、資源循環に配慮した製品を可視化・価値化し、消費者がサステナビリティに配慮した製品を受け入れる市場環境を整備することが重要と考えています。このため、小売業界との連携、消費者に対する普及啓発等を含め、消費者の行動変容につながる施策を幅広く検討してまいります。</p>

	<p>・サステナブルな消費を促すためには、消費者の行動変容が不可欠です。再生材を使用した製品の魅力や環境への貢献度を広く伝えることで、消費者の選択に影響を与える必要があります。</p>	
--	--	--

### 3. その他

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
39	<p>(見直すべき表現について)</p> <p>・資源生産性の定義を厳密に行ってほしい。上記記述のすぐ後段に「72%上昇、その後横ばい」とあるが、具体的な計算手法がわからない。現在案ではとりわけ「便益」のさすところ(具体的な計算手法)がわからない。</p>	<p>・御指摘を踏まえて、適正な表現に修正しました。なお、資源生産性については、循環型白書において「資源生産性＝GDP/天然資源等投入量」と定義されています。令和6年度循環型白書によれば、2021年度の資源生産性は約45.7万円/トンであり、2000年度と比べ約81%上昇しましたが2010年度以降は横ばい傾向となっています。</p>

以上